

部 内 限

8-14 no. 86-1

婦人労働業務参考資料第86号

女子の深夜業実施事業場の 労働条件等に関する調査

—結果報告書—

昭和51年 3 月

婦人少年局婦人労働課

整理番号	婦人労働 51-5
資料番号	婦人労働業務参考資料 86
区分	室用 (保存) 貸出
受付 年月日	51年 5月 31日
佐賀婦人少年室	

は し が き

この報告書は、昭和50年度第1四半期の事業場訪問調査として実施した「女子の深夜業実施事業場の労働条件等に関する調査」の結果を部内限りの業務参考資料としてとりまとめたものです。

「女子の深夜業実施事業場の労働条件等に関する調査」報告書

目

次

I	調査の概要	1
II	調査の結果	2
1	調査対象事業場の概要	2
2	深夜業従事者の深夜業回教等について	3
3	深夜業従事者の通勤について	6
4	福利厚生施設について	7
5	深夜業従事者の健康管理について	9
6	妊産婦に実施している措置について	12
7	企業内保育施設の状況について	13

I 調 査 の 概 要

1 目 的

本調査は、女子労働者の深夜業は、労働基準法第62条により原則として禁止されているが、保健衛生、電話の事業等特定の事業・職種については、生活上の必要等から、その例外とされていることにかんがみ、女子の深夜業実施事業場における深夜業をとりまく諸条件の実態を把握し、施策の参考に資することを目的とするものである。

2 調査の範囲

- (1) 地 域 全国
- (2) 産 業 労働基準法第8条第7号、第13号、第14号及び電話の事業並びに女子年少者労働基準規則第6条に掲げる業務を包含する産業
- (3) 事業場 (2)に掲げる産業に属する事業場であつて、女子労働者が深夜業に従事している事業場約300カ所

3 調査事項

巻末調査票のとおり

4 調査対象期間

昭和50年4月1日～同4月30日

5 調査実施期間

昭和50年5月1日～同6月30日

6 調査機関

労働省婦人少年局一婦人少年室

7 調査の方法

実地他計式

8 その他

※ この調査において「深夜業従事者」とは、常態としてその勤務時間の全部又は一部が労働基準法第62条に定める深夜の時間帯にかかる労働者をいう。従つて、臨時の必要によつてたまたま深夜業を行つた者は除外される。

Ⅱ 調 査 の 結 果

1 調査対象事業場の概要

本調査の対象となつたのは全部で298事業場である。

産業別の構成は、医療業が約3分の1の32.6%と高く、次いで社会福祉施設の24.5%、以下、通信業、旅館・料理店・キャバレー等の接客業（それぞれ16.4%）、その他の産業（航空業・紡績業・学校等）（10.1%）となっている。

設立主体別の構成は、民間の割合が66.8%と高く、国・地方公共団体、特殊法人の割合はいずれも2割に満たない（それぞれ16.4%、16.8%）。

また、規模別の構成は、労働者数100人以上の規模の事業場が50.7%と過半数を占め、1～29人の小規模事業場は17.4%と低い。このように、比較的規模の大きい事業場が多くなっているため、労働組合の組織されている事業場が全体の51.0%と過半数に達している。

(1) 産業別事業場の設立主体、規模、労組の有無

産業別に事業場の設立主体をみると、通信業は、特殊法人（電報電話局）の割合が81.6%と大多数を占めているほかは、各産業とも民間の占める割合が7割前後と高いが、なかでも接客業はその全てが民間事業場である。

産業別に事業場の規模をみると、通信業及びその他の産業では100人以上規模の事業場がそれぞれ87.8%、83.3%と8割を超え、また、医療業でも61.9%と高い。これとは逆に、1～29人規模の事業場の割合が高い産業は社会福祉施設で39.7%である。

産業別に事業場の労働組合の有無をみると、労働組合の組織されている事業場の割合が高い産業は通信業（93.9%）、その他の産業（83.3%）、医療業（53.6%）などであり、低い産業は接客業（6.1%）である。

(2) 設立主体別事業場の規模、労組の有無

設立主体別に事業場の規模をみると、100人以上の割合が高いのは特殊法人の98.0%であり、次いで国・地方公共団体の49.0%である。民間は

30～99人の事業場と100人以上の事業場がほぼ同率でいずれも約40%となっている。

設立主体別に労組の有無別事業場の割合をみると、特殊法人は労働組合のある事業場が98.0%と大多数を占め、国・地方公共団体も83.7%と高い。これに対し、民間は労働組合のない事業場が68.8%となっている。

(3) 規模別事業場の労組の有無

規模別に事業場の労働組合の有無をみると、100人以上の規模では労働組合のある事業場が78.1%、30～99人では26.3%、1～29人では17.3%と規模が大きくなる程労働組合の組織されている事業場の割合が高くなっている。

(第1表)

2 女子労働者の深夜業従事回数及び所定休日数について

深夜業勤務の態様は、交替制をとっている事業場が最も多く40.3%、次いで交替制と宿直制併用事業場が25.5%、宿直制による事業場が17.1%、その他(上記の勤務態様以外のもので、たとえば飲食店などのように夕方から深夜までの営業時間等、一部深夜業を含む一直制あるいは深夜勤務専門のパートタイマーの雇入れ等)17.1%となっている。

(1) 月間の1人平均深夜業回数

月間の1人平均深夜業従事回数は、交替制、一部深夜を含む一直制等勤務の態様にも大きな関連を持つものであるが、「13回以上」、即ち、深夜業従事の頻度が1週間にはぼ3日以上となっている事業場は、全体の16.1%と2割に満たない。

これを産業別にみると、一人平均深夜業回数「13回以上」とする事業場が多いのは接客業で、69.4%となっている。これとは逆に医療業や社会福祉施設のなかの老人ホームでは女子の一人平均深夜業回数が「13回以上」とする事業場は全くみられない。

また、設立主体別にこれをみると、「13回以上」とする事業場の割合が

高いのは民間の事業場であり、2割を超えている(23.6%)。逆に特殊法人の事業場は、該当事業場がない。

規模別には、「13回以上」とする事業場が1~29人規模は26.9%と高く、100人以上規模は9.3%と低い。しかし、「1~4回」とする事業場の割合は規模による差がほとんどない。

また、勤務の態様別にみると、交替制、宿直制、交替制と宿直制の併用などの勤務態様では、「13回以上」とする事業場が1割に満たない低率であるが、その他の勤務態様をとる事業場は、70.6%と高率となっている。

(2) 月間の深夜業最多者回数

月間に最も多く深夜業に従事した者の当該回数が「13回以上」である事業場の割合は、26.5%である。即ち、5分の1を超える事業場に、一週間には3回の頻度で深夜業に従事した女子労働者がいたことになる。

これを産業別にみると、「13回以上」とする事業場は接客業に多くみられ、77.6%である。低いのは社会福祉施設のうちの老人ホームで皆無である。

設立主体別にみて「13回以上」とする事業場の割合が高いのは民間であり、36.7%と3分の1を超えている。これに対し、特殊法人では2.0%にすぎない。

規模別には、一人平均深夜業回数の場合のように規模による格差の傾向が明らかではなく、「13回以上」の割合は各規模を通じて20%台である。しかし、「5~12回」の割合は規模が大きくなるにつれて高くなる傾向がうかがわれる。

勤務態様別には、その他の勤務態様をとる事業場に「13回以上」とする割合が高く70.6%である。

(3) 月間の深夜業最少者回数

月間で深夜業に従事した回数が最も少い者の当該回数が「4回以下」、即ち、深夜業従事日数が1週間に1日以下である事業場の割合は63.1%と高い。しかし、「9回以上」、即ち、1週間に2日は深夜業に従事し

た者のいる事業場の割合が17.8%に及んでいる。

これを産業別にみると、「4回以下」の事業場が多い産業は、医療業と社会福祉施設が同率で75.3%と多岐を占めている。しかし、接客業では、深夜業の最も少ない者で月間9回以上従事しているとする事業場の割合が高く61.2%に及んでいる。次いで高率なのはその他の産業で40.0%となっているが、これは、紡績会社や学校等の寮管理人の割合が高くみられたことによると考えられる。

設立主体別にみると、月間「9回以上」とする事業場の割合の高いのは民間の事業場で26.1%である。

規模別にみると、月間「9回以上」とする事業場の割合が高いのは1～29人規模の事業場で、30.8%である。これに対し100人以上規模の事業場はそれぞれ11.9%と低く、総じて、1人当りの深夜業の回数は小規模事業場により多い傾向が伺われる。

勤務態様別にみると、その他の勤務態様をとる事業場に「9回以上」とする割合が高く、64.7%である。これに対して交替制、宿直制あるいは両者併用制をとる事業場では「4回以下」の割合が7割前後と高く、「9回以上」の割合はいずれも10%未満と低い。

(4) 四週の休日数

事業場の所定休日数は、4週間に「4日」の事業場が78.2%、「5～7日」16.8%、「その他」5.0%である。

これを産業別にみると、「4日」の事業場の割合が高いのは医療業の92.8%、次いで接客業の81.6%である。一方、低いのは通信業の55.1%で、その他の産業は70%台である。

なお、通信業は「5～7日」の割合が42.9%と高くなっている。

設立主体別にみると、特殊法人の事業場は「4日」の割合が58.0%と低く、その分だけ「5～7日」の割合が高くなっている(36.0%)。

規模別にみると、「4日」の割合が高いのは1～29人規模の事業場(86.5%)で、低いのは30～99人規模(71.6%)である。

勤務態様別には、交替勤務制をとる事業場に「5～7日」の割合が20.8%と高く、宿直制をとる事業場に「4日」の割合が高い(84.3%)傾向がみられた。

(第2表)

3 深夜業従事者の通勤について

(1) 一般交通機関利用不可能者の有無

深夜勤務にあたつた労働者の全てが、その通勤時に一般交通機関を利用できるか、あるいは利用できない者が若干なりともいるかどうかをみると、「利用できない」労働者のいる事業場は43%である。

これを産業別にみると、「利用できない」労働者のいる事業場の割合が高いのは接客業(63.3%)、医療業(62.9%)などで、低いのは社会福祉施設のうち老人ホーム(5.3%)であつた。

設立主体別には、「利用できない」者のいる事業場の割合が高いのは国・地方公共団体の49.0%、民間の45.7%などで、特殊法人は26.0%と低い。

規模別には、規模が大きい程「利用できない」者のいる事業場の割合が高い(1～29人; 21.2%、30～99人; 43.2%、100人以上; 50.3%)。

労組の有無別には、労働組合の組織されている事業場に「利用できない者」のいる事業場の割合が高い(労組有; 48.0%、労組無; 37.7%)。

(2) 利用不可能者に対する通勤援助

利用できない労働者のいる事業場について、通勤援助の有無をみると、「余分に必要な通勤費」、「一般交通機関を利用するために早く出勤している場合その間の手当支給あるいは「その他」(たとえばタクシークーポン交付、送迎バスを出す等)何らかの形で通勤援助をしている事業場が53.9%と過半数を占めている。

産業別にみて、通勤援助をしている事業場の割合が高いのは、通信業の

91.7%で、第2番目に高いその他の産業の62.5%と大きな差がある。逆に、「利用できない」者のいる事業場の少なかった老人ホームでは通勤援助をしている事業場が全くみられない。

設立主体別にみて、通勤援助をしている事業場の割合が高いのは、国・地方公共団体(70.8%)、特殊法人(69.2%)で、民間は低い(47.3%)。

規模別にみると、規模が大きくなる程通勤援助をしている事業場の割合が高くなっている。

4 福利厚生施設について

深夜業従事者がその勤務時間帯に利用できる福利厚生施設の設置状況をみると、

(1) 仮眠施設の設置状況

仮眠施設を設置している事業場は全体の75.5%である。

その設備内容は室面積1人当たり2.5㎡以上(90.7%)、天井の高さ2.1m以上(95.6%)と、一応の広さと空間を確保していると考えられる施設が9割を超えている。また、暖房設備のある施設や周囲の環境は静かな施設の割合も9割前後と高率(それぞれ90.7%、85.8%)であるが、冷房設備のある施設の割合は58.2%と、暖房設備のあるものよりやや少い。仮眠に欠かせない寝具を各人専用としているのは23.6%と低い。シーツ・カバーを各人専用としているもの54.7%とあわせると、仮眠施設設置事業場の約8割が寝具に何らかの配慮をしていると考えられる。

産業別にみると、設置率が高いのは、通信業の95.9%、医療業の90.7%、社会福祉施設の80.8%などで、接客業では26.5%と低い。

設立主体別の設置率は特殊法人(98.0%)、国・地方公共団体(87.8%)、民間(66.8%)と民間が最も低くなっている。

規模別の設置率は、100人以上規模が83.4%と高く、次いで1~29人の69.2%、30~99人の66.3%となっている。

労組の有無別の設置率は、組織のある事業場は85.5%、ない事業場の

65.1%に比べ約20ポイント高くなっている。

(2) 休養施設の設置状況

休養施設を設置している事業場は全体の62.1%である。

その設備内容は、作業場所に近接しているもの(88.6%)、臥床できるもの(84.3%)あるいはソファを置いているもの(54.6%)など、手近に仮眠できると考えられる施設が多い。また、暖房設備のある施設は55.1%と低くなっている。なお、この休養施設が男女別に設けられている割合は69.7%となっている。

産業別にみた設置率は、通信業が87.8%と高いほかはすべて50%台の設置率である。

設立主体別にみた設置率は、特殊法人が96.0%と高く、国・地方公共団体、民間はいずれも50%台である。

規模別にみた設置率は、規模が大きくなる程設置率が高くなっている(100人以上;70.2%、30~99人;60.0%、1~29人;42.3%)。

労組の有無別にみた設置率は、労働組合の組織されている事業場が71.1%と、組織されていない事業場の52.7%に比べ、約20ポイント高くなっている。

(3) その他の福利厚生施設について

全事業場についてその他の福利厚生施設の設置状況をみると、給食施設を設置している事業場79.2%、深夜業従事者のための宿舎を設置している事業場42.3%(うち徒歩通勤のできる宿舎を設置している事業場38.9%)、及びテニスコートなどその他の福利施設を設置している事業場は62.4%である。

産業別にみた設置率は、業務の性格から深夜業従事者を不可欠とする医療業は、給食施設(84.5%)、深夜業従事者のための宿舎(53.6%)、その他の福利施設(73.2%)など、他産業にくらべて各施設とも設置率が高い。これに対し、社会福祉施設のうちの老人ホームでは、給食施設設置率は

ほとんどの平均的（78.9％）であるが、深夜業従事者のための宿舍（10.5％）、その他の福利施設（42.1％）の設置率はともに平均を下廻っている。

なお、設立主体、規模、労組の有無の各別の設置率には、特徴的な傾向がみられない。

（第4表）

5 深夜業従事者の健康管理について

(1) 企業内診療施設の状況

全事業場について労働者のための企業内診療施設の状況をみると、企業内診療施設を設置している事業場は62.1％、企業内の診療施設は設置していないが、一般の病・医院等との契約による救急体制を確立している事業場は18.8％で、8割を超える事業場に一応の体制が整っていることになる。

産業別にみた医療体制の状況は、接客業では、特になしとする事業場の割合が61.2％と過半数に達し、企業内診療施設のある事業場は2.0％にすぎない。

設立主体別の医療体制の状況は、特殊法人、国・地方公共団体、民間とも診療施設ありとする事業場が過半数を占め、それぞれ69.4％、72.0％、57.8％である。また、特になしとする事業場は、それぞれ10.0％、16.3％、22.1％となっている。

規模別にみた状況は、企業内診療施設設置率は、100人以上規模76.2％、30～99人規模54.8％、1～29人規模34.6％と規模が大きい程高くなっている。

(2) 定期健康診断の実施状況

労働安全衛生規則は、深夜業に従事する労働者について、当該業務へ配置替えの際及び6月以内ごとに1回定期健康診断を行うこととしている（同規則第45条）が、今回の調査による定期健康診断実施状況をみると、法定どおり年2回ないしそれ以上の定期健康診断を実施している事業場は49.3％と約半分にすぎなかった。しかし、年1回は実施している事業場が46.0％あ

り、全く実施していない事業場は4.7%と低い。

産業別にみた定期健康診断実施率(年1回実施を含む。)は、接客業で79.6%と低いほかは、各産業ともほぼ95%以上の高率である。しかし、実施回数が年1回と法所定の回数を下回っている事業場の割合が各産業とも約40~50台を占めている。

設立主体別にみた定期健康診断実施率は、年2回以上実施している割合が高いのは特殊法人(64.0%)、国・地方公共団体(55.1%)、民間(44.2%)の順であり、全く実施していない事業場は民間(6.0%)に高くみられる。

規模別にこれをみると、健康診断を全く実施していない事業場の割合は規模が小さくなるに従って、また2回以上実施している事業場の割合は大きくなるに従って、それぞれ高まっている。

(実施無…1~29人;13.5%、30~99人;5.3%、100人以上;1.3%)

(年2回以上実施;100人以上;62.9%、30~99人;38.9%、1~29人;28.8%)

(第5表)

(3) 定期健康診断受診率と実施科目

産業別の定期健康診断受診率をみると、受診率50%未満の事業場が最も多いのは接客業で、男子の場合10.5%、女子の場合15.4%といずれも1割を超えている。これに対し受診率が80%以上であった事業場の割合は社会福祉施設が最も高く、男女どちらの場合も9割を超えている。また、定期健康診断を実施している事業場について、その診断実施科目をみると、胸部エックス線検査は98.9%とほとんどの事業場で実施されており、血圧(87.7%)、尿(81.0%)検査も8割を超える実施率である。このほか胃検査や全血比重検査を実施している事業場もそれぞれ39.4%、26.4%みられる。

また、深夜業従事者の最近の健康診断受診率をみると、8割以上の者が受診しているとする事業場が女子の場合81.9%、男子の場合77.4%であつ

た。5割未満と低い受診率の事業場も女子の場合3.9%、男子の場合4.8%みられる。

産業別に定期健康診断実施科目をみると、各科目とも平均して通信業の実施率が高く、X線と血圧は共に100.0%、尿検査97.9%、胃検査63.8%となっている。これに対し実施率が低いのは接客業で、それぞれ94.9%、79.5%、59.0%、15.4%など、いずれも各産業を通じて最も低くなっている。

次に、設立主体別に健診実施科目をみると、各科目を通じて最も実施率が高いのは特殊法人、以下、国・地方公共団体、民間の順である。

また、設立主体別の健診受診率も、受診率が80%以上であった事業場の割合は、特殊法人が最も高く（男女いずれの場合も85%台）、以下国・地方公共団体（女子；85.4%、男子；79.4%）、民間（女子；80.0%、男子；73.8%）となっている。

さらに：規模別の健診実施科目状況は、各科目を通じて規模が大きくなるにつれて実施率が高まっている。受診率が80%を超える事業場の割合は、規模が小さくなるにつれて高い傾向がうかがわれる。

（第6表）

(4) 異常所見者の状況

健康診断の結果認められた異常所見者が全くみられなかったという事業場は、全体を通じて女子の場合80.5%、男子の場合76.0%と多数を占め、受診者の10%未満の者に異常がみられたという事業場は、女子の場合12.8%、男子の場合15.4%、同じく10%以上みられた事業場はそれぞれ6.7%、8.7%という割合であり、概して、女子に異常所見者が少なかったと考えられる。

なお、異常の内容には高血圧などが多くあげられていた。

（第7表）

(5) 深夜業従事者への特別措置について

深夜業に従事している者に対して、特に配慮していること（配慮の内容と

しては、夜食の充実、腰痛防止等の職場体操の採用、電気マッサージ器設置、休日の増加や昼食・夜食時間の延長などがあげられている。)があるか否かについてみると、配慮のない事業場が全体の83.6%と大多数を占め、配慮のある事業場は16.4%と2割に満たない。

産業別にこの状況をみると、配慮のある事業場の割合が高いのは通信業(34.7%)であり、低いのは接客業(4.1%)である。

これを設立主体別にみると、特殊法人が36.0%と高く、民間は12.1%と低い。

さらに、規模別には、規模が大きくなるにつれて配慮をする事業場の割合が高まっている。

(第5表)

6 妊産婦に実施している措置について

労働者が妊産婦である場合に、事業場として何らかの配慮を行っているかどうかについてみると、配慮している事業場が全体の66.4%と半数を超えている。

さらに、配慮している事業場について、その内容をみると、深夜労働を免除している事業場が49.0%と約半分、これに深夜労働回数を減らしている事業場の10.4%を加えると、過半数の事業場で、深夜労働による負担に対し配慮を加えていることが分る。このほかには通院休暇の付与(31.2%)、一般的な業務量の軽減(21.8%)、育児休業(19.8%)などを、2~3割の事業場で認めている。

この状況を産業別にみると、配慮ありとする事業場の割合が高いのは通信業(89.8%)、医療業(85.6%)などであり、低いのは接客業(22.4%)である。

配慮の内容をみると、通信業では育児休業(83.7%)、深夜労働の免除(75.5%)、通院休暇(65.3%)などの実施率が高く、また、労働時間短縮措置も28.6%と事業場全体の平均をかなり上廻っている。また、深夜労働を

免除している割合は医療業（72.2％）でも高くみられるが、医療業では、このほか業務量軽減措置をとる割合も全体平均（21.8％）より高い（29.9％）。

設立主体別にみた妊産婦への配慮の状況は特殊法人（92.0％）、国・地方公共団体（89.8％）、民間（54.3％）の順で配慮有の割合が低くなり、とくに民間は低い。

これを規模別にみると、規模が大きくなるにつれて配慮有の割合が高まり、1～29人規模の34.6％にくらべ100人以上規模では80.1％と2倍以上の高率である。

労組の有無別には、労組の組織されている事業場は配慮有の割合が82.8％と、組織されていない事業場の50.0％を上廻っているが、その差は1～29人規模と100人以上規模それぞれの事業場程には開いていない。

（第8表）

7 企業内保育施設の状況について

(1) 企業内保育施設の設置状況

企業内保育施設についてみると、保育施設を設置しているとする事業場は20.5％である。このうち、無資格の者を含めて保母数4人以下とする事業場が13.1％と過半数を占め、また、入所乳幼児数も19人以下とする事業場が11.7％と過半数を占めている。また、これらの保育施設のうち、0才児を預っている所が4分の3を超える15.4％にのぼっている。

（第9表）

産業別の設置率をみると、医療業が37.1％と最も高く、次いで通信業の24.5％となっている。最も低かったのは社会福祉施設の5.5％である。

設立主体別の設置率をみると、特殊法人（32.0％）、国・地方公共団体（22.4％）、民間（17.1％）の順に低くなっている。

規模別の設置率をみると、規模が大きくなるにつれて設置率が高まり（1～29人；なし、30～99人；10.5％、100人以上；33.8％）、また、労組の有無別にみた設置率は、労働組合の組織されている事業場が26.3％と組織されていない事業場（14.4％）より高い。

(2) 企業内保育施設の設備内容

保育施設についてその内容をみると、乳児室の面積が1人当り 1.65 m^2 以上ありとする所が90.2%であり規定の水準を保っている所がほとんどであるが、はふく室の面積1人当り 3.3 m^2 以上ありとする所は72.1%とやや低い。このほか、室内遊び用具は91.8%とほとんどの所が備えているが、屋外遊び場は77.0%とやや低くなっている。冷暖房設備では、暖房設備のある所85.2%、冷房設備のある所47.5%である。

なお、上記保育施設のうち、夜間保育をしているのは21.3%である。

(第10表)

数 表

第1表 産業別、設立主体別、規模別、労組の有無別事業場数

(%)

	総数 (実数)	設立主体			規模			労組	
		国・地方 公共団体	特殊法人	民間	1～ 29人	30～ 99人	100人 以上	有	無
総数	(298) 〔100.0〕 100.0	16.4	16.8	66.8	17.4	31.9	50.7	51.0	49.0
通信用業	(49) 〔16.4〕 100.0	4.1	81.6	14.3	10.2	2.0	87.8	93.9	6.1
医療業	(97) 〔32.6〕 100.0	19.6	7.2	73.2	7.2	30.9	61.9	53.6	46.4
社会福祉施設	(73) 〔24.5〕 100.0	30.1	—	69.9	39.7	49.3	11.0	35.6	64.4
老人ホーム	(19) 〔6.4〕 100.0	21.1	—	78.9	42.1	57.9	—	5.3	94.7
児童福祉施設	(54) 〔18.1〕 100.0	33.3	—	66.7	38.9	46.3	14.8	46.3	53.7
旅館・料理店・キャバレー	(49) 〔16.4〕 100.0	—	—	100.0	18.4	51.0	30.6	6.1	93.9
その他の	(30) 〔10.1〕 100.0	20.0	10.0	70.0	6.7	10.0	83.3	83.3	16.7

(注) 表頭の総数欄()内数字は実数、[]内数字は総数を100.0とする産業別構成比である。

第1表の2 設立主体別、規模別、労組の有無別事業場数 (%)

	総 数	規 模			労 組	
		1～ 29人	30～ 99人	100人 以 上	無	有
総 数	(298) 100.0	17.4	31.9	50.7	49.0	51.0
国・地方公共団体	(49) 100.0	20.4	30.6	49.0	16.3	83.7
特 殊 法 人	(50) 100.0	—	2.0	98.0	2.0	98.0
民 間	(199) 100.0	21.1	39.7	39.2	68.8	31.2

(注) 表頭の総数欄()内数字は実数

第1表の3 規模別、労組の有無別事業場数

	総 数	労 組	
		無	有
総 数	(298) 100.0	49.0	51.0
1 ～ 29人	(52) 100.0	82.7	17.3
30 ～ 99人	(95) 100.0	73.7	26.3
100人 以 上	(151) 100.0	21.9	78.1

(注) 表頭の総数欄()数字は実数

第2表 女子労働者の深夜業月間1人平均回数、最多者回数、最少者回数及び

		総 数	月間一人平均深夜業回数				月 間	
			1～4回	5～8回	9～12回	13回以上	1～4回	
総 数		100.0	28.2	44.3	11.4	16.1	12.4	
産 業	通 信 業	100.0	36.7	57.1	4.1	2.0	20.4	
	医 療 業	100.0	13.4	62.9	23.7	—	1.0	
	社 会 福 祉 施 設	100.0	47.9	42.5	2.7	6.8	24.7	
	老人ホーム	100.0	57.9	36.8	5.3	—	21.1	
	児童福祉施設	100.0	44.4	44.4	1.9	9.3	25.9	
	旅館・料理店キャバレー	100.0	10.2	18.4	2.0	69.4	6.1	
	そ の 他	100.0	43.3	10.0	20.0	26.7	16.6	
設 立 主 体	国・地方公共団体	100.0	36.7	51.0	10.2	2.0	14.3	
	特 殊 法 人	100.0	40.0	58.0	2.0	—	20.0	
	民 間	100.0	23.1	39.2	14.1	23.6	10.0	
規 模	1～29人	100.0	28.8	38.5	5.8	26.9	19.2	
	30～99人	100.0	29.5	43.2	6.3	21.1	11.6	
	100人以上	100.0	27.1	47.0	16.6	9.3	10.6	
勤 務 態 様	交 替 制	100.0	27.5	55.0	12.5	5.0	10.0	
	宿 直 制	100.0	49.0	43.1	3.9	3.9	21.6	
	交替制と宿直制	100.0	19.7	53.9	21.1	5.3	8.2	
	そ の 他	100.0	21.6	5.9	2.0	70.6	13.8	

事業場の所定休日

深夜業最多者回数			月間の深夜業最少者回数			四週の日数		
5～8回	9～12回	13回以上	1～4回	5～8回	9回以上	4日	5～7日	その他
43.0	18.1	26.5	63.1	19.1	17.8	78.2	16.8	5.0
73.5	4.1	2.0	69.3	24.5	6.1	55.1	42.9	2.0
39.2	35.1	24.7	75.3	22.7	2.1	92.8	7.2	—
54.8	12.3	8.2	75.3	16.4	8.2	75.3	20.5	4.1
73.7	5.3	—	63.2	31.6	5.3	78.9	21.1	—
48.1	14.8	11.1	79.6	11.1	9.3	74.1	20.4	5.6
12.2	4.1	77.6	24.5	14.3	61.2	81.6	8.2	10.2
26.7	23.3	33.3	46.6	13.3	40.0	70.0	10.0	20.0
49.0	26.5	10.2	83.7	14.3	2.0	83.7	12.2	4.1
74.0	4.0	2.0	72.0	28.0	—	58.0	36.0	6.0
33.7	19.6	36.7	55.8	18.1	26.1	81.9	13.1	5.0
42.3	11.5	26.9	48.1	21.2	30.8	86.5	11.5	1.9
42.1	18.9	27.4	66.3	13.7	20.0	71.6	23.2	5.3
43.7	19.9	25.8	66.2	21.9	11.9	79.5	14.6	6.0
48.3	25.0	16.7	72.5	19.2	8.3	75.0	20.8	4.2
56.9	11.8	9.8	74.5	19.6	5.9	84.3	9.8	5.9
47.4	19.7	23.7	65.8	25.0	9.2	82.9	17.1	—
9.8	5.9	70.6	25.5	9.8	64.7	72.5	13.7	13.7

第3表 通勤不便者の有無と、有の場合の通勤援助の状況

		総 数	利用不可 能 者 無	利用不可 能 者 有
総 数		100.0	57.0	(100.0) 43.0
産 業	通 信 業	100.0	75.5	(100.0) 24.5
	医 療 業	100.0	37.1	(100.0) 62.9
	社 会 福 祉 施 設	100.0	78.1	(100.0) 21.9
	老 人 ホ ー ム	100.0	94.7	(100.0) 5.3
	児 童 福 祉 施 設	100.0	72.2	(100.0) 27.8
	旅館・料理店・キャバレー	100.0	36.7	(100.0) 63.3
	そ の 他	100.0	73.3	(100.0) 26.7
設 立 主 体	国・地方公共団体	100.0	51.0	(100.0) 49.0
	特 殊 法 人	100.0	74.0	(100.0) 26.0
	民 間	100.0	54.3	(100.0) 45.7
規 模	1 ～ 2 9 人	100.0	78.8	(100.0) 21.2
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	56.8	(100.0) 43.2
	1 0 0 人 以 上	100.0	49.7	(100.0) 50.3
労 組	有	(51.0) 100.0	52.0	(100.0) 48.0
	無	(49.0) 100.0	62.3	(100.0) 37.7

(9)

通勤援助の有無と有の場合の方法				
援 助 無	援 助 有	余分に必要な 通勤費支給	早く出勤した 時間手当支給	そ の 他
46.1	53.9	26.6	0.8	26.6
8.3	91.7	16.7	—	75.0
50.8	49.2	29.5	—	19.7
75.0	25.0	25.0	—	—
100.0	—	—	—	—
73.3	26.7	26.7	—	—
38.7	61.3	29.0	—	32.3
37.5	62.5	12.5	12.5	37.5
29.2	70.8	33.3	—	37.5
30.8	69.2	15.4	—	53.8
52.7	47.3	26.4	1.1	19.8
72.7	27.3	18.2	—	9.1
58.5	41.5	24.4	—	17.1
35.5	64.5	28.9	1.3	34.2
35.6	64.4	32.9	1.4	30.1
60.0	40.0	18.2	—	21.8

第4表 福利厚生施設の有無と有の場合その設備内容

		総 数	仮眠施設 無	仮眠施設 有	
総 数		100.0	24.5	(100.0) 75.5	
業 産	通 信 業	100.0	4.1	(100.0) 95.9	
	医 療 業	100.0	9.3	(100.0) 90.7	
	社 会 福 祉 施 設	100.0	19.2	(100.0) 80.8	
	老人ホーム	100.0	10.5	(100.0) 89.5	
	児童福祉施設	100.0	22.2	(100.0) 77.8	
	旅館・料理店 キャバレー	100.0	73.5	(100.0) 26.5	
	そ の 他	100.0	40.0	(100.0) 60.0	
設 立 主 体	国・地方公共団体	100.0	12.2	(100.0) 87.8	
	特 殊 法 人	100.0	2.0	(100.0) 98.0	
	民 間	100.0	33.2	(100.0) 66.8	
規 模	1 ～ 29人	100.0	30.8	(100.0) 69.2	
	30 ～ 99人	100.0	33.7	(100.0) 66.3	
	100人以上	100.0	16.6	(100.0) 83.4	
労 組	有	100.0	14.5	(100.0) 85.5	
	無	100.0	34.9	(100.0) 65.1	

(%)

仮眠施設の状況 (M ・ A)						
室面積 1 人当り 2.5 m ² 以上	天井の高さ 2.1 m以上	寝 具 各人専用	シート、 カパー 各人専用	暖 房 設 備 有	冷 房 設 備 有	周囲の環 境 静 か
90.7	95.6	23.6	54.7	90.7	58.2	85.8
97.9	97.9	10.6	66.0	91.5	78.7	80.9
90.9	94.3	20.5	47.7	95.5	64.8	81.8
91.5	96.7	30.5	54.2	84.7	28.8	91.5
94.1	94.1	29.4	47.1	94.1	35.3	94.1
90.5	97.6	31.0	57.1	81.0	26.2	90.5
69.2	84.6	23.1	30.8	100.0	76.9	92.3
83.3	100.0	50.0	77.8	77.8	55.6	94.4
93.0	95.3	14.0	53.5	90.7	44.2	90.7
98.0	100.0	10.2	67.3	95.9	79.6	85.7
87.2	94.0	31.6	50.4	88.7	54.9	84.2
91.7	97.2	27.8	44.4	83.3	33.3	83.3
90.5	92.1	28.6	50.8	88.9	46.0	84.1
90.5	96.8	19.8	59.5	93.7	71.4	87.3
91.5	96.2	19.2	57.7	88.5	58.5	86.9
89.5	94.7	29.5	50.5	93.7	57.9	84.2

第4表-2

		総 数	休養施設 無	休養施設 有	施 設	
					臥 床 できない	
総 数		100.0	37.9	(100.0) 62.1	15.7	
産 業	通 信 業	100.0	12.2	(100.0) 87.8	20.9	
	医 療 業	100.0	40.2	(100.0) 59.8	13.8	
	社 会 福 祉 施 設	100.0	46.6	(100.0) 53.4	5.1	
	老人ホーム	100.0	31.6	(100.0) 68.4	—	
	児童福祉施設	100.0	51.9	(100.0) 48.1	7.7	
	旅館・料理店 キャバレー	100.0	42.9	(100.0) 57.1	14.3	
設 立 主 体	そ の 他	100.0	43.3	(100.0) 56.7	35.3	
	国・地方公共団体	100.0	44.9	(100.0) 55.1	11.1	
	特 殊 法 人	100.0	4.0	(100.0) 96.0	20.8	
規 模	民 間	100.0	44.7	(100.0) 55.3	14.5	
	1 ～ 29人	100.0	57.7	(100.0) 42.3	9.1	
	30 ～ 99人	100.0	40.0	(100.0) 60.0	10.5	
	100人以上	100.0	29.8	(100.0) 70.2	19.8	
労 組	有	100.0	28.9	(100.0) 71.1	21.3	
	無	100.0	47.3	(100.0) 52.7	7.8	

(%)

の 状 況	施 設 の 状 況 (M ・ A)					
	暖房設備	冷房設備	作業場所	男女別に	ソファ	飲 料
できる	有	有	に 近 接	設 置	有	設備有
84.8	85.9	55.1	88.6	69.7	54.6	73.0
79.1	95.3	81.4	97.7	90.7	93.0	95.3
86.2	84.5	51.7	81.0	58.6	48.3	65.5
94.9	82.1	17.9	87.2	61.5	35.9	74.4
100.0	92.3	15.4	92.3	76.9	30.8	76.9
92.3	76.9	19.2	84.6	53.8	38.5	73.1
85.7	78.6	60.7	85.7	60.7	28.6	60.7
64.7	88.2	76.5	100.0	88.2	64.7	58.8
88.9	77.8	33.3	92.6	63.0	51.9	70.4
79.2	100.0	81.3	100.0	91.7	93.8	87.5
85.5	81.8	49.1	82.7	61.8	38.2	67.3
90.9	72.7	31.8	77.3	40.9	36.4	72.7
89.5	80.7	42.1	91.2	66.7	33.3	66.7
80.2	91.5	67.0	89.6	77.4	69.8	76.4
78.7	88.9	60.2	93.5	75.9	71.3	75.0
92.2	81.8	48.1	81.8	61.0	31.2	70.1

第4表-3

		給食施設		深夜
		無	有	無
総数		20.8	79.2	57.7
産業	通信業	26.5	73.5	93.9
	医療業	15.5	84.5	46.4
	社会福祉施設	17.8	82.2	54.8
	老人ホーム	21.1	78.9	89.5
	児童福祉施設	16.7	83.3	42.6
	旅館・料理店 キャバレー	34.7	65.3	51.0
	その他	13.3	86.7	53.3
設立主体	国・地方公共団体	20.4	79.6	59.2
	特殊法人	16.0	84.0	88.0
	民間	22.1	77.9	49.7
規模	1～29人	28.8	71.2	63.5
	30～99人	22.1	77.9	46.3
	100人以上	17.2	82.8	62.9
労組	有	19.7	80.3	65.1
	有	21.9	78.1	50.0

(%)

従業者のための宿舎			その他の福利施設	
有	徒歩通勤 できる	徒歩通勤 できない	無	有
42.3	38.9	3.4	57.6	62.4
6.1	6.1	—	22.4	77.6
53.6	52.6	1.0	26.8	73.2
45.2	43.8	1.4	49.3	50.7
10.5	10.5	—	57.9	42.1
57.4	55.5	1.9	46.3	53.7
49.0	38.8	10.2	59.2	40.8
46.7	36.7	10.0	33.3	66.7
40.8	40.8	—	12.2	87.8
12.0	10.0	2.0	20.0	80.0
50.3	45.8	4.5	48.2	51.8
36.5	36.5	—	75.0	25.0
53.7	50.5	3.2	40.0	60.0
37.1	32.5	4.6	23.2	76.8
34.9	31.6	3.3	23.0	77.0
50.0	46.6	3.4	52.7	47.3

第5表 医療体制と定期健康診断実施状況

		総 数	医 療 体 制		
			企 業 内 診 療 施 設	企業外病・ 医院との契 約による救 急体制	特になし
総 数		100.0	62.1	18.8	19.1
産 業	通 信 業	100.0	57.1	20.4	22.4
	医 療 業	100.0	100.0	—	—
	社 会 福 祉 施 設	100.0	53.4	30.1	16.4
	老人ホーム	100.0	78.9	15.8	5.3
	児童福祉施設	100.0	44.4	35.2	20.4
	旅館・料理店 キャバレー	100.0	2.0	36.7	61.2
	そ の 他	100.0	66.7	20.0	13.3
設 立 主 体	国・地方公共団体	100.0	69.4	14.3	16.3
	特 殊 法 人	100.0	72.0	18.0	10.0
	民 間	100.0	57.8	20.1	22.1
規 模	1 ～ 29人	100.0	34.6	34.6	30.8
	30 ～ 99人	100.0	54.8	16.8	28.4
	100人以上	100.0	76.2	14.6	9.3

(%)

	定 期 健 康 診 断				深夜業従業者 への特別措置	
	実 施 無	実 施 有	年 1 回	年2回以上	無	有
	4.7	95.3	46.0	49.3	83.6	16.4
	4.1	95.9	36.7	59.2	65.3	34.7
	1.0	99.0	40.2	58.8	85.6	14.4
	1.4	98.6	52.1	46.6	86.3	13.7
	5.3	94.7	63.2	31.6	78.9	21.1
	—	100.0	48.1	51.9	88.9	11.1
	20.4	79.6	55.1	24.5	95.9	4.1
	—	100.0	50.0	50.0	80.0	20.0
	2.0	98.0	42.9	55.1	85.7	14.3
	2.0	98.0	34.0	64.0	64.0	36.0
	6.0	94.0	49.7	44.2	87.9	12.1
	13.5	86.5	57.7	28.8	96.2	3.8
	5.3	94.7	55.8	38.9	89.5	10.5
	1.3	98.7	35.8	62.9	75.5	24.5

第6表 健康診断実施科目と最近実施の受診率の状況

		健 診 科 目 (M ・ A)						
		総 数 (健診実 施事業 場)	X 線	血 圧	尿	全 血 比 重	胃	その他
総 数		100.0	98.9	87.7	81.0	26.4	39.4	34.9
産 業	通 信 業	100.0	100.0	100.0	97.9	23.4	63.8	40.4
	医 療 業	100.0	100.0	87.5	84.4	32.3	33.3	35.4
	社 会 福 祉 施 設	100.0	98.6	83.3	77.8	20.8	33.3	25.0
	老人ホーム	100.0	100.0	88.9	88.9	22.2	27.8	33.3
	児童福祉施設	100.0	98.1	81.5	74.1	20.4	35.2	22.2
	旅館・料理店 キャバレー	100.0	94.9	79.5	59.0	17.9	15.4	48.7
	そ の 他	100.0	100.0	90.0	80.0	36.7	66.7	30.0
設 立 主 体	国・地方公共団体	100.0	100.0	91.7	91.7	22.9	62.5	22.9
	特 殊 法 人	100.0	100.0	100.7	95.9	30.6	69.4	51.0
	民 間	100.0	98.4	83.4	74.3	26.2	25.7	33.7
規 模	1 ～ 29人	100.0	97.8	82.2	75.5	17.8	20.0	20.0
	30 ～ 99人	100.0	97.8	84.4	75.6	25.6	28.9	27.8
	100人 以 上	100.0	100.0	91.3	85.9	29.5	51.7	43.6

(注) 受診率欄は、調査対象期間中、深夜業従事者の全くいなかった事業場は除外し

(%)

男 子 受 診 率					女 子 受 診 率				
総 数	50% 未 満	50~ 80%	80% 以 上	不 明	総 数	50% 未 満	50~ 80%	80% 以 上	不 明
100.0	4.8	14.9	77.4	2.9	100.0	3.9	12.1	81.9	2.1
100.0	-	10.0	90.0	-	100.0	-	10.9	87.0	2.1
100.0	8.5	15.5	70.4	5.6	100.0	5.2	13.5	81.3	-
100.0	-	5.9	91.2	2.9	100.0	-	4.2	94.4	1.4
100.0	-	-	100.0	-	100.0	-	5.6	94.4	-
100.0	-	7.1	89.3	3.6	100.0	-	3.7	94.4	1.9
100.0	10.5	23.7	65.8	-	100.0	15.4	17.9	56.4	10.3
100.0	-	20.0	76.0	4.0	100.0	-	20.9	79.5	-
100.0	2.9	5.9	79.4	11.8	100.0	2.1	10.4	85.4	2.1
100.0	-	10.4	85.4	4.2	100.0	-	12.2	85.7	2.0
100.0	7.1	19.0	73.8	-	100.0	5.4	12.4	80.0	2.2
100.0	-	5.9	94.1	-	100.0	-	6.7	91.1	2.2
100.0	6.8	13.6	79.7	-	100.0	6.7	10.0	80.0	3.3
100.0	4.5	16.7	74.2	4.5	100.0	3.4	15.0	80.3	1.4

て計上している（第8表も同じ）。

第7表 異常所見者の割合

		男 子			
		総 数	10%以上	10%未満	な し
総 数		100.0	8.7	15.4	76.0
勤 務 態 様	交 替 制	100.0	14.5	14.5	71.1
	宿 直 制	100.0	3.3	3.3	93.3
	交替制と宿直制	100.0	4.8	17.5	77.8
	そ の 他	100.0	6.3	25.0	68.8
一 人 平 均 深 夜 業 回 数	4 回 以 下	100.0	10.3	15.5	74.1
	5 ～ 8 回	100.0	9.4	15.3	75.3
	9 ～ 12 回	100.0	6.9	13.8	79.3
	13 回 以 上	100.0	2.8	13.9	83.3
	不 明	100.0	—	—	—

調査

(%)

	女 子			
	総 数	10%以上	10%未満	な し
	100.0	6.7	12.8	80.5
	100.0	8.5	14.4	77.1
	100.0	—	10.0	90.0
	100.0	8.2	12.3	79.5
	100.0	7.3	12.2	80.5
	100.0	7.7	16.7	75.6
	100.0	7.0	12.4	80.6
	100.0	6.1	15.2	78.8
	100.0	2.6	5.1	92.3
	100.0	—	—	100.0

第8表 妊産婦への配慮の状況

		総 数	妊 産 婦		
			無	有	深夜労働 免 除
総 数		100.0	33.6	66.4	49.0
産 業	通 信 業	100.0	10.2	89.8	75.5
	医 療 業	100.0	14.4	85.6	72.2
	社 会 福 祉 施 設	100.0	38.4	61.6	41.1
	老人ホーム	100.0	52.6	47.4	36.8
	児童福祉施設	100.0	33.3	66.7	42.6
	旅館・料理店 キャバレー	100.0	77.6	22.4	2.0
	そ の 他	100.0	50.0	50.0	26.7
設 立 主 体	国・地方公共団体	100.0	10.2	89.8	63.3
	特 殊 法 人	100.0	8.0	92.0	84.0
	民 間	100.0	45.7	54.3	36.7
規 模	1 ～ 29人	100.0	65.4	34.6	25.0
	30 ～ 99人	100.0	37.9	62.1	44.2
	100人以上	100.0	19.9	80.1	60.3
労 組	有	100.0	17.8	82.2	63.2
	無	100.0	50.0	50.0	34.2

への配慮

(M ・ A)

深夜労働 回数減	労働時間 短縮	業務量 軽減	通院休暇	妊娠分娩 障害休暇	育児休業	その他
10.4	12.8	21.8	31.2	14.8	19.8	17.1
2.0	28.6	4.1	65.3	32.7	83.7	22.4
21.6	14.4	29.9	23.7	14.4	11.3	20.6
12.3	12.3	30.1	31.5	11.0	1.4	13.7
5.3	5.3	36.8	10.5	—	5.3	10.5
14.8	14.8	27.8	38.9	14.8	—	14.8
—	2.0	12.2	8.2	4.1	2.0	12.2
—	—	20.0	36.7	13.3	16.7	13.3
14.3	24.5	30.6	59.2	18.4	4.1	20.4
4.0	28.0	4.0	64.0	32.0	84.0	22.4
11.1	6.0	24.1	16.1	9.5	7.5	15.1
7.7	3.8	9.6	9.6	3.8	—	7.7
11.6	8.4	26.3	28.4	17.9	5.3	11.6
10.6	18.5	23.2	40.4	16.6	35.8	23.8
10.5	19.1	24.3	46.1	21.1	33.6	20.4
10.3	6.2	19.2	15.8	8.2	5.5	21.2

第9表 企業内保育施設の有無と有の場合の施設の内容

		総 数	無	有
総 数		100.0	79.5	20.5
産 業	通 信 業	100.0	75.5	24.5
	医 療 業	100.0	62.9	37.1
	社 会 福 祉 施 設	100.0	94.5	5.5
	老 人 ホ ー ム	100.0	100.0	—
	児 童 福 祉 施 設	100.0	92.6	7.4
	旅館・料理店・キャバレー	100.0	87.8	12.2
	そ の 他	100.0	90.0	10.0
設 立 主 体	国・地方公共団体	100.0	77.6	22.4
	特 殊 法 人	100.0	68.0	32.0
	民 間	100.0	82.9	17.1
規 模	1 ～ 29 人	100.0	100.0	—
	30 ～ 99 人	100.0	89.5	10.5
	100 人 以 上	100.0	66.2	33.8
労 組	有	100.0	73.7	26.3
	無	100.0	85.6	14.4

(%)

保 母 数 (含無資格者)			入 所 乳 幼 児			
4 人以下	5 ~ 9 人	10人以上	1 9人以下	20~39人	4 0人以上	左のうち 0 才児有
13.1	6.0	1.4	11.7	6.1	2.7	15.4
18.4	6.1	—	18.4	6.1	—	24.5
24.7	9.3	3.1	22.7	8.2	6.2	29.9
1.4	2.7	1.4	1.4	2.7	1.4	4.1
—	—	—	—	—	—	—
1.9	3.7	1.9	1.9	3.7	1.9	5.6
6.1	6.1	—	4.1	6.1	2.0	4.1
6.7	3.3	—	3.3	6.7	—	—
8.2	12.2	2.0	8.2	10.2	4.1	20.4
22.0	10.0	—	22.0	8.0	2.0	30.0
12.1	3.5	1.5	10.1	4.5	2.5	10.6
—	—	—	—	—	—	—
9.5	1.1	—	8.4	2.1	—	6.3
19.9	11.3	2.6	17.9	10.6	5.3	26.5
16.4	7.9	2.0	15.1	7.2	3.9	22.4
9.6	4.1	0.7	8.2	4.8	1.4	8.2

第 10 表 企業内保育施設の設備内容

(%)

区 分		構成 費比
総 数		100.0
設 備 内 容 (M・A)	夜 間 保 育 有	21.3
	乳児室面積1人当り 1.65㎡以上	90.2
	ほふく室面積1人当り 3.3㎡以上	72.1
	室内遊戯用具有	91.8
	各人毎の寝具有	75.4
	屋内遊戯場 有	77.0
	冷 房 設 備 有	47.5
	暖 房 設 備 有	85.2

